

新

佐賀県林地開発許可の手引

申請の留意事項

[略]

佐賀県林地開発許可要綱及び佐賀県林地開発許可要綱運用細則

【要綱】第1条 [略]

【要綱】第2条

(1)～(8) [略]

(9) この要綱において「保全帯」とは、事業区域内にあって開発区域界の外側に設けるのもので、残置森林と対象外森林からなる(開発の区分が住宅地の造成の場合のみ緑地も含む)。

(10)～(12) [略]

【解説】 [略]

【要綱】第3条 [略]

【要綱】第4条

(1) ～ [略]

排水施設

開発区域内の排水路が有効に排水する能力を有するとともに、その排水によって周辺の地域に溢水等による被害が生じる恐れがある場合には、必要な構造・能力をもった調整池が配置されるように計画が定められていること。また、原則として調整池の設置は開発に先行して行うよう計画するものとし、調整池の設置を先行して行えない場合は開発段階に応じた調整池の代替施設の計画を定めること。

(2) [略]

【細則】第1条～第5条 [略]

【細則】第6条

(1)～(2) [略]

(3) 1層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

【細則】第7条～第8条 [略]

旧

佐賀県林地開発許可の手引

申請の留意事項

[略]

佐賀県林地開発許可要綱及び佐賀県林地開発許可要綱運用細則

【要綱】第1条 [略]

【要綱】第2条

(1)～(8) [略]

(9) この要綱において「保全帯」とは、事業区域内にあって開発区域界の外側に設けるのもので、残置森林と対象外森林からなる。

(10)～(12) [略]

【解説】 [略]

【要綱】第3条 [略]

【要綱】第4条

(1) ～ [略]

排水施設

開発区域内の排水路が有効に排水する能力を有するとともに、その排水によって周辺の地域に溢水等による被害が生じる恐れがある場合には、必要な構造・能力をもった調整池が配置されるように計画が定められていること。

(2) [略]

【細則】第1条～第5条 [略]

【細則】第6条

(1)～(2) [略]

【細則】第7条～第8条 [略]

新	旧
<p><u>【細則】第9条（太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の基準）</u></p> <p><u>（1）事業終了後の措置について</u> <u>太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復する旨を盛り込むこと。</u></p> <p><u>（2）自然斜面への設置について</u> <u>開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防水施設を確実に設置すること。</u> <u>ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。</u> <u>なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。</u></p> <p><u>（3）排水施設の能力及び構造等について</u> <u>太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下の通りとする。</u> <u>地表が太陽光パネル等の不透透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。</u> <u>排水施設の構造等については、表面流を安全に下流に流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。</u></p> <p><u>（4）その他配慮事項</u> <u>住民説明会の実施等について</u> <u>林地開発許可申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るため</u></p>	

新	旧
<p><u>の取組の実施状況について確認することとする。</u> <u>景観への配慮について</u> <u>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩にしよう配慮すること。</u></p> <p>【要綱】第5条 [略] 【要綱】第6条 ～ [略] 排水路・洪水調整池、その他防災施設設計図及び安全率の計算書 【要綱】第7条～第20条 [略] 【要綱】(附則) この要綱は平成12年4月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成17年11月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成18年10月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成23年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成25年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成26年1月8日から施行する。 (附則) この要綱は平成30年10月22日から施行する。 (附則) この要綱は平成30年12月7日から施行する。 (附則) この要綱は平成31年7月1日から施行する。 <u>(附則)</u> <u>この要綱は令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>【要綱】第5条 [略] 【要綱】第6条 ～ [略] 排水路・洪水調整池、その他防災施設設計図及び安全計算書 【要綱】第7条～第20条 [略] 【要綱】(附則) この要綱は平成12年4月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成17年11月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成18年10月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成23年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成25年6月1日から施行する。 (附則) この要綱は平成26年1月8日から施行する。 (附則) この要綱は平成30年10月22日から施行する。 (附則) この要綱は平成30年12月7日から施行する。 (附則) この要綱は平成31年7月1日から施行する。</p>

新			旧		
要綱第2条第5項 別表1 [略] 要綱第4条第1項 別表2			要綱第2条第5項 別表1 [略] 要綱第4条第1項 別表2		
開発行為の目的	保全帯の基準	残置森林等の基準	開発行為の目的	保全帯の基準	残置森林等の基準
別荘地の造成	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね60%以上	別荘地の造成	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね60%以上
スキー場の造成	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね60%以上 2 滑走コースの幅は概ね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅概ね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたり概ね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。	スキー場の造成	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね60%以上 2 滑走コースの幅は概ね50m以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅概ね100m以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたり概ね5ha以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。
ゴルフ場の造成	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね40%以上 2 ホール間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。	ゴルフ場の造成	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね40%以上 2 ホール間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね40%以上 森林率：概ね50%以上（緑地を含む。） 2 建物敷の面積は事業区域の面積の概ね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。	宿泊施設、レジャー施設の設置	原則として周辺部に幅概ね30m以上	1 残置森林率：概ね40%以上、森林率：概ね50%以上（緑地を含む。） 2 建物敷の面積は事業区域の面積の概ね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。

新			旧		
太陽光発電施設の設置	開発行為に係る森林面積に応じ て概ね下記の幅以上 <u>1ha以上2ha未満:5m以上</u> <u>2ha以上5ha未満:10m以上</u> <u>5ha以上10ha未満:15m以上</u> <u>10ha以上20ha未満:20m以上</u> <u>20ha以上:30m以上</u>	1 残置森林率：概ね15%以上 森林率：概ね25%以上 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。 3 稜線の一体性を維持するため、尾根部については原則として残置森林を配置する。			
工場、事業場の設置 (廃棄物処分場の設置を含む。)	開発行為に係る森林面積に応じ て概ね下記の幅以上 <u>1ha以上2ha未満:5m以上</u> <u>2ha以上5ha未満:10m以上</u> <u>5ha以上10ha未満:15m以上</u> <u>10ha以上20ha未満:20m以上</u> <u>20ha以上:30m以上</u>	1 森林率：概ね25%以上 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。	工場、事業場の設置 (廃棄物処分場の設置を含む。)	開発行為に係る森林面積が20ha以上の場合には原則として周辺部に幅概ね30m以上配置し、20ha以下の場合にも規模に応じて、極力、適切な幅の保全帯を配置する。	1 森林率：概ね25%以上 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林を配置する。
住宅団地の造成	開発行為に係る森林面積に応じ て概ね下記の幅以上 <u>1ha以上2ha未満:5m以上</u> <u>2ha以上5ha未満:10m以上</u> <u>5ha以上10ha未満:15m以上</u> <u>10ha以上20ha未満:20m以上</u> <u>20ha以上:30m以上</u> <u>住宅地の造成の場合のみ保全帯に緑地を含めることができる。</u>	1 森林率：概ね20%以上（緑地を含む。） 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林、緑地を配置する。	住宅団地の造成	同上	1 森林率：概ね20%以上（緑地を含む。） 2 開発行為に係る1箇所あたりの面積は概ね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅概ね30m以上の残置森林又は対象外森林、緑地を配置する。
土石等の採取・残土処分場	開発行為に係る森林面積に応じ て概ね下記の幅以上 <u>1ha以上2ha未満:5m以上</u> <u>2ha以上5ha未満:10m以上</u> <u>5ha以上10ha未満:15m以上</u> <u>10ha以上20ha未満:20m以上</u> <u>20ha以上:30m以上</u>	1 森林率：概ね20%以上（緑地を含む。） 2 採取跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。	土石等の採取・残土処分場	開発行為に係る森林面積が1ha以上2ha未満の場合にあっては5m以上 2ha以上5ha未満の場合にあっては10m以上 5ha以上10ha未満の場合にあっては15m以上 10ha以上20ha未満の場合にあっては20m以上 20ha以上の場合にあっては30m以上	1 森林率：概ね20%以上（緑地を含む。） 2 採取跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

新

参 考

[略]

佐賀県林地開発許可業務担当課一覧表
(令和 2年 2月現在)

[略]

旧

参 考

[略]

佐賀県林地開発許可業務担当課一覧表
(平成 31年 3月現在)

[略]

